



① 2011年度 スローガン

国際会長	モットー	「WE SERVE」(我々は奉仕する)
334複合地区	スローガン	「奉仕の心をひとつにつなぎ 日本再生」
334-A地区	スローガン	「思いやりと熱き心で 感動の奉仕」
名古屋中村LC	スローガン	「広げよう明るく楽しい奉仕の輪」



② 理事会審議事項と結果

(第1号議案) 前回議事録確認

《承認》 P. 2 会長 L 大竹 昌

(第2号議案) 12月第一例会ゲストスピーカーの件(東邦ガス(株)営業本部次長 舘 祐成 様)

《承認》 計画・大会委員長 L 中川法恵

12月例会打ち合わせで詳しく詰めますが、先ずゲストスピーカーをお呼びする事のご審議を御願い致します。費用10,000円ぐらいは例会会食費の中で見繕いしようと思っています。

(第3号議案) 12月第二例会(クリスマス例会)の件

《承認》 P. 3 計画・大会委員長 L 中川法恵

(第4号議案) 2010-2011年度YCE夏期派遣生決算の件

《承認》 P. 4-6 YCE・青少年指導委員長 L 村手 誠

決算書の項目の中に訂正がございます。渡航費用が上下逆になっています。スロベニア(瀧澤春菜さん)424,772円、ドイツ(小畑亜未さん)437,182円です。予算案275,000より10,489円増となっております。10,000円はYEOB会費、489円は現地空港税航空保険料の関係です(ドイツが他と比較して10,000円程高かったです)。

(第5号議案) その他

緊急臨時理事会 2011年 11月 18日(金) 13:30 ~ 14:30 於:名電ビル8F

(第1号議案) タイ国水害に対するコスモポリタンLCから緊急支援懇願の件

《承認》 P. 2 会長 L 大竹 昌

12/7第一例会に於いて、大竹会長より説明して頂き寄付金を要請する。指定寄付金(当クラブ¥205,000-)に満たない場合は今期ACT資金で補うこととする。

(第2号議案) その他

③ 例会報告

第 925 回 例会

2011年 11月 2日(水) 18:00 ~ 19:15 於:名古屋マリオットアソシアホテル
出席者数: 30名 / 実行委員 L 柘植藤秋 / ファイン・ドネーション: 191,000円



* 理事会審議事項議案を承認可決(継続審議事項も含む)

2011年11月第一例会は11/2定刻18:00より実行委員L柘植藤秋の司会により開会された。恒例のセレモニーに続き、会長L大竹は挨拶の中で去る10/21より10/23まで姉妹提携クラブである台北市明德LCの認証状授章36周年記念式典例会にメンバー、LLと共々出席し、例年の通り大歓迎を受け、華福大飯店における式典には400名に及ぶ出席者があり、非常に盛大に行われた旨報告されました。又、土産には立派な額やバナー、バッジ、ガバナーのバナー等数々頂き持ち帰るのに一苦労したが、全員無事帰国できたことを感謝する旨述べられました。

又11/27(日)に行われるオレンジリボン・キャンペーンACTについて種々制限があるが大変意義のあるACTであるので、多数の参加をお願いすると挨拶を結ばれました。

次いで長期在籍者表彰に移りL後藤の在籍40年の栄誉を称え会長より表彰状が授与されました。L後藤の挨拶は「長い間お世話になりました。今後もよろしく」と極めて短いものでありましたがL後藤はあまり表面には出ず裏方で地味に努力された方です。CN記念式展等におけるイベント等についても広い人脈を駆使し、計画立案実行していただいたことなど思いだされます。誠にL後藤の人柄がしのばれる挨拶であったと思います。L後藤の今後のご活躍を祈念致します。

理事会審議事項は、長より一括提案内容説明があり例会にて承認可決されました(内容は会報冒頭を参照してください)。委員会報告は提案委員会の委員長が行事予定について詳細に説明し、周知を図りました。

TT・L入山毅士登場し、本日は時間もありドネーション提出者について読み上げだけでなく1人1人ドネーション提出の由来についての説明を求め、会場も大変リラックスして和気藹々になりました。例会を活性化する方法でもあり、TT・L入山のご苦勞の賜物であります。

出席率の報告、会計報告と進み、本日のライオンズローアはベテランL田中の元気な一声で締め、第一副会長L上野の閉会のゴングで定刻19:15分終了しました。

実行委員L柘植、誠にご苦勞様でした。

記: L 山梨一美

第 926 回 例会 - オレンジリボン・キャンペーンACT -

2011年 11月 27日(日) 12:00 ~ 12:15 於:東邦ガス(株) ガスエネルギー館
出席者数: 23名 / 実行委員 L 服部吉秀

11月第2(第927回)例会は、11/27(日) 社会福祉・交通安全委員会のオレンジリボン・キャンペーンのACTの進行の中で「晴光学院」の児童達の中部国際空港セントレアの見学後と、東邦ガス(株)ガスエネルギー館の見学前の間で行われた。

11:45 セントレアより児童とクラブメンバー数名を乗せたバスが到着、本会場より合流するメンバー共々ガスエネルギー館5階のホールに入り、定刻12:00、社会福祉・交通安全委員会委員長L服部の司会のもと児童達も同席し開会した。会長L大竹は、今日は、飛行場の見学とエネルギー館では科学的な見聞と体験をすることが出来るので十分に楽しんでもらいたいと挨拶をされた。その後特に報告事項等もなく粛々と進み第1副会長L上野の閉会のゴングで12:10終了した。

閉会后児童達と共に楽しい食事の時間となった。

記: L 山梨一美

④ 各委員会からの報告・幹事報告

報告事項

- | | | |
|--|-----------------------|--------|
| 1) 11月第二例会(オレンジリボン・キャンペーン)について | 計画・大会委員長 | L 中川法惠 |
| バス出発・集合場所でサインのみの方は例会出席としますがACT出席とは致しません。※例会を欠席された方は既定の金額を頂きますがエネルギー館から参加された方は例会・ACT出席とします。 | | |
| 2) 晴光まつりについて……11/13 | P. 7 社会福祉・公衆安全委員長 | L 服部吉秀 |
| 3) オレンジリボン・キャンペーンについて……11/27 セントレア見学及び東邦ガスエネルギー館見学 | P. 8及び別紙 社会福祉・公衆安全委員長 | L 服部吉秀 |
| 4) ペットボトルキャップの収集について | P. 9 保健奉仕・環境保全奉仕委員長 | L 柴田良市 |
| 5) 国際平和ポスターコンテスト 最優秀者例会招待について(12月第一例会) | 幹事 | L 野々垣徹 |
| 最優秀者の方は黄金中学校1年生内山彩香さん。12月第一例会に内山彩香さん・御父兄の方・米野小学校校長先生の3名を御招待する予定です。 | | |
| 6) LCIF\$1000献金について | 幹事 | L 野々垣徹 |
| 11/30締め切りですが現在のところ8名の登録です。数多くの方に御願いたいと思います。 | | |
| 7) ライオンズクエストセミナー(体験会)について……10/20 日比津中学校 | P. 10-11 YCE・青少年指導委員長 | L 村手 誠 |
| セミナー終了後に応接室にて校長先生・PTA役員・LCメンバー・説明員L竹内で打ち合わせを行い、来年の8月末にワークショップ開催の方向です。 | | |

幹事報告

1) 1R2Z 第1回ガバナー諮問委員会について……11/8

11/8(火)、会長L大竹・幹事L野々垣の2名で参加してきます。

2) Web上での出欠返信について

封筒の中に説明書が入っておりますがインターネット(WEB)で簡単に出欠返信ができるようになりました(事務局より)。ご利用下さい。

その他

12月第一例会のお食事はカレーライスでしたが、お客様が多い関係で、急遽本日カレーライス(ハヤシライス)となりました。

⑤ 会員情報

★ 祝誕生日 ★

- 12月 1日 L 山梨一美
- 12月 8日 L 中野利彦
- 12月 9日 L 中山恭三
- 12月 10日 L 河瀬良三
- 12月 22日 L 大藪城正
- 12月 23日 L 上野元嗣
- 12月 25日 L 野々垣徹

★ 祝結婚記念日 ★

- 12月 14日 L 木村幹雄 LL シズ子
- 12月 18日 L 中野利彦 LL 小夜子

★ 趣味部会 ★

2011年度 第3回ゴルフ部会

≪ 2011/11/16 於: 南山カントリークラブ ≫

- 1位 L 高坂英夫
- 2位 L 野々垣徹
- 3位 L 柘植藤秋
- 5位 L 中川法恵
- 7位 L 斎藤靖人
- BB L 吉金 博



⑥ ACT報告

11月のACT

◆ 11月 27日

オレンジリボン・キャンペーン

(未確定) 円

8:00 ~ 16:00

於: 中部国際空港セントレア、東邦ガス(株)ガスエネルギー館

出席者数: 23名



8:00 メンバー8名の乗ったバスが晴光学院に到着。小学校低学年から高校生までの児童31名、職員8名を乗せる。菓子とジュースを配ると早速食べ始め、談笑の声が車中に広がる。約1時間で中部国際空港セントレアに着く。

休憩の後、待合室にて女性係員の見学ツアー説明と中学生以上の参加者へ身分証明確認とボディチェック等々、まるで搭乗するのと変わらぬ体験をする。検査済みのバスに乗り女性係員のガイドにより検問ゲートから“まるわかりツアー”見学に入る。

貨物便倉庫前を通り保安ロード、滑走路北面を周り、西面中央あたりでバスを下車して見学スペースへ入り、約200m先の飛行機離発着の様子・轟音を体感する。10:00頃は便数も多く子供達も歓声を上げていた。約4000mの長さの滑走路、待機中の機体の大きさを間近に見て実感出来たと思います。又、ガイドさんが所々クイズを入れての分かりやすい説明に1時間20分楽しく見学出来ました。

11:40 東邦ガスエネルギー館に着く。12:00から参加のメンバー12名を加え手短かに例会を終え、クラブ用意の割り弁当の昼食を60名で頂く。

13:00から女性係員による施設説明を受け、地球温暖化とエネルギーを考えようと題する映像をホールで約20分観賞。考え楽しく遊ぶ参加体験型の展示施設を10ヶ所以上案内してもらいました。年長者は燃料電池車の乗車、クッキー・ホットケーキ作り体験等、楽しみながらエネルギーについて14:40まで学べたのでは。

最後に、今回のACTが児童に楽しい思い出として、少しでも心の傷を癒すことになればと願います。

社会福祉・公衆安全委員長： L 服部吉秀

◆ 11月 28日

第2回 薬物乱用防止教室

29,703 円

10:00 ~ 11:50 於: 豊正中学校

出席者数: 6名

2011年度第2回薬物乱用防止教室は、2011/11/28 10:50より豊正中学体育館にて全生徒660名出席のもと開催されました。

ACTの趣旨：薬物乱用防止教室のACTは、薬物を使用することによる脳・体に受けるダメージを学び青少年に薬物の恐ろしさを理解させることにより、青少年の健全なる育成のための極めて重要な地位を占めるLCの継続的なACTであります。

ACTの状況：教務主任永田先生の司会のもと、会長L大竹は挨拶の中でLCの目的や、活動特に関東東日本大震災に際しての活動や最近のタイ大洪水についての活動に言及した。薬物に関しては、つい最近中日新聞に掲載された脱法ドラッグ「ハーブ」について話し、次いで友人が若いころシンナーを吸引したことがあり現在全身肌荒れで苦しんでいると現実的な話をした。

YCE・青少年指導委員会委員長L村手(薬物乱用防止教室認定講師)登壇し挨拶と講演が始まりました。薬物は映画やテレビ、不良外人等の間だけにあるのであって自分に関係ないと思勝ちだが実は薬物は常に自分の身近にあるのですと建設業界の実例を以って話されました。

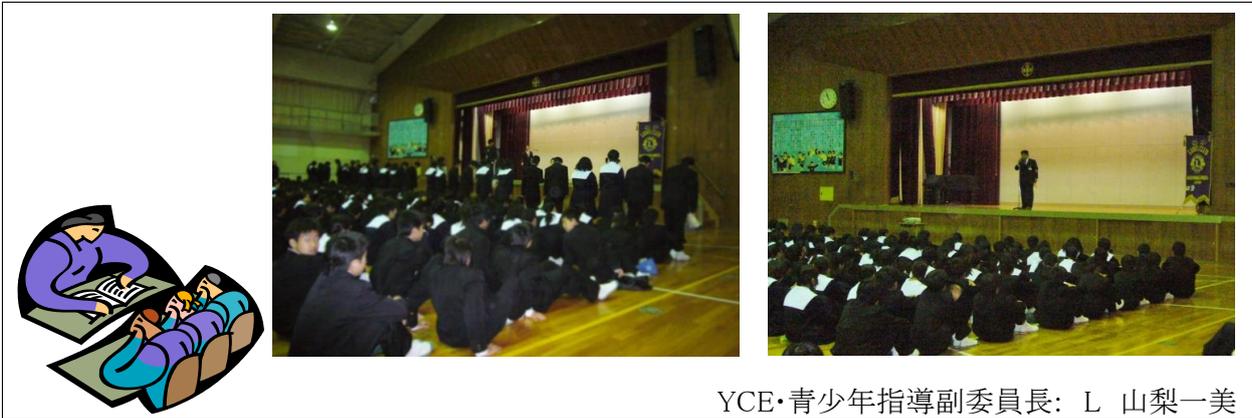
薬物乱用はどうして駄目なのか？ DVD薬物乱用は「ダメ！ゼッタイ！」を15分上映その中で脳が破壊される状況、特に歯が解けてなくなった映像を見た瞬間場内に戦慄が走ったような気がしました。再びL村手の講演とトルエン・シンナーを使用した実験が行われエナメルが溶けることを見て薬物の怖さを認識できたことと思います。最後にアメリカにおける犯罪者の大半が薬物依存者であること、中国、マレーシア、インドネシア等では麻薬所持だけで刑罰は死刑であると講演を締めました。

感想：会場は660人の生徒がいるとは思えない程の静寂さでした。L村手の声だけが会場に響き渡り真面目に興味深く聞いておりました。DVDも内容が分かり易くなり、薬物の怖さを生徒も充分理解できたことと思います。今後ともこの教室の授業の内容を忘れずに持ち続けて行ってほしいと思います。

薬物乱用防止教室のような教育に関するACTは、その効果が早急に判明するものではありません。又、授業で受けた知識がいつまで持続しているのかも極めて不透明であります。

2010/10に関西四大学(関・関・同・立)の大学新入生の「薬物に関する意識調査」が発表されました。その中で薬物の名前を知っているかの間に対して99%が知っていると回答している。

大麻を所持していた場合については、92.4%が罰せられると認識している。大麻について学んだことがあるかについては、91.5%があったと回答している。大麻を使用した場合の状況では、現実と幻想との区別がつかなくなる90.3% 依存性があり、意思の力ではなかなか止めることができない82.4%と薬害に対する認識がある。上記各々について、何から情報を得たか。そのことをどこで知ったかについて、何れも小・中・高校の授業が87%以上の高率となっています。小・中・高校の授業の中には、当然LCの「薬物乱用防止教室」のACTが含まれていると思います。LCのACTが如何に重要な意義を有しているか如実に示されているものと思います。



YCE・青少年指導副委員長：L 山梨一美

⑦ オレンジリボン・キャンペーン アクティビティに関連して

名古屋中村LCは前年、前々年と晴光学院の児童を対象としてオレンジリボン・キャンペーンとして谷汲しいたけ園にて芋堀・焼き芋体験のACTを実施し、児童並びに関係者に変え喜ばれ、児童にとっては楽しい癒しの1日になったと思います。そして本年も中部国際空港セントレアと東邦ガスのガスエネルギー館の見学と意義ある社会見学の1日であり児童達にとっても、得がたい経験をしたことと思いますし、我々にしても心が癒される1日であったと思います。

オレンジリボン運動については、まだ世間には余り知られていないのでないかという思いがあります。以下は、オレンジリボン運動公式サイトより転載させて頂いたものであります。

◎ オレンジリボン運動について

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

児童虐待防止ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

◎ オレンジリボン運動の起源

2004年栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の可愛らしい兄弟が何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。その顔を見たコンビニの店長さんが警察に通報したのですが、いったんは保護されながら、周囲の諸機関が適切な処置を取らなかったために、9/11ガソリンスタンドで再び暴行を受け車の中でも散々暴行を受け、息も絶え絶えの状態、橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件が起きました。

2005年、栃木県小山市の「カンガルーOYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、子ども虐待防止を目指してオレンジリボン運動が始まりました。そしてNPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」が協力し、大きく育てました。

こういった、子どもが虐待を受け、近年、命を失ってしまうという事件が年間60件近く起きています。それだけではありません。虐待を受け、苦しんでいる子ども達がどんどん増え続けています。そして、その苦しさの余り自らの命を絶ってしまう子すらいます。

私たち児童虐待防止全国ネットワークも、このような事件が決して起きてはならないという願いを込めて2006年からオレンジリボンの総合窓口を担い、全国的に活動を広げようと動き始めました。

手探りで始まったこのオレンジリボン運動は、たくさんの方々のご共感をいただき、子ども虐待の現状に直面する児童福祉の関係者をはじめ、各種団体・企業・個人の皆様へと広がりつつあります。

- 【 運 営 】 特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク
- 【 住 所 】 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル502
- 【 理 事 長 】 吉田 恒雄
- 【 後 援 】 内閣府、文部科学省、厚生労働省、日本子ども虐待防止学会、
(財)こども未来財団、(公財)SBI子ども希望財団、読売新聞社

◎ 運動の趣旨・オレンジリボン憲章

オレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

子ども虐待の防止は、児童相談所や市町村などの公的機関だけ行えるものではありません。わたしたち一人一人が「子育てにやさしい社会」を作ることが、子ども虐待の防止につながります。子ども虐待防止の活動には、さまざまなものがあります。この運動では、子ども虐待防止に賛同される方が、それぞれ胸にオレンジリボンを着けることで、子ども虐待防止の活動に参加していただけるのです。オレンジリボンは、子育てを暖かく見守り、子育てをお手伝いする意志のあることを示すマークなのです。

この活動の拡がり社会を変えます。

「子ども虐待のない社会を目指す」人が増えることは、国や自治体に対する大きな働きかけに成ります。これにより、子ども虐待防止活動を担う人が増やされ、虐待から保護された子どもが親から離れて生活する生活環境の改善につながります。虐待に悩む親への支援や虐待された子どもへの治療も充実していきます。

オレンジリボン運動は、子ども虐待の防止の直接的・具体的な活動ではありませんが、このようにさまざまな分野での取り組みを一番元になるところで支え、現状の改善につなげる運動です。

子どもが虐待で命を落とす事件があとを断ちません。こうした事件に心を痛めているたくさんの人がいます。私たちの運動は、子ども虐待のない社会を目指す皆さんのお気持ちを一つにして、国や自治体、企業などにさまざまな取り組みをするよう訴えていきます。

どうか皆様の暖かいお気持ちをお寄せください。そして「一人一人が出来ること」をして「子ども虐待のない社会」を作りましょう。

◎ オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを目指して、次のとおり行動します。

1. 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
2. 私たちは、家族の子育てを支援します。
3. 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
4. 私たちは、地域の連帯を広げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。



◎ 「オレンジリボン」マークの由来

私たち児童虐待防止全国ネットワークは、全国に拡がったオレンジリボン運動を大切に大きく育てるため、2006年よりオレンジリボン運動の総合窓口を担っています。「子どもへの虐待をなくしたい」という志のもとに、全国で共通したシンボルとするために、目指すべき目標(オレンジリボン憲章)を定めました。

このオレンジの色は里親家庭で育った子ども達が「子どもたちの明るい未来を示す色」として選んだといわれています。その胸の中に、オレンジフルーツのような明るさと暖かさを感じたいという思いがあったのではないのでしょうか。

オレンジリボンが、たくさんの皆様の心に届きますよう、オレンジリボンが子どもたち、そして子育て中の親子の心を包み込みますよう、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」に、ぜひご協力をお願い致します。

◎ 商標登録の理由

「オレンジリボンマーク」は、「子ども虐待防止」の啓発という公益目的のために使用します。

当法人は特定非営利活動(NPO)法人であり、「子ども虐待防止」という社会全体が目指すべき目標を実現するために、このオレンジリボンマークを普及することを目指しています。

子ども虐待防止オレンジリボン運動をさらに大きく育て、皆様に子ども虐待防止について知って頂くためには、オレンジリボンマークを正しく使用していただくことが大切です。

子どもの虐待をなくす運動の象徴として、これまで皆様と共に育ててきたオレンジリボンマークが本来の趣旨に反して使用されないよう、また、一部の企業に商用目的で使用されることのないよう管理する必要があります。

皆さんが安心して身に付けられるよう、また、信頼のもとに使用できるようにするために、オレンジリボンマークは当法人にて商標登録しています。

オレンジマークを使用される場合は、ご連絡をお願いします。

ご使用にあたっては、皆様が利用しやすいようにマークのデータ(イラストレーターまたはPDF画像)をご用意しています。データはパスワードで保護されていますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。

◆ オレンジリボン運動公式サイト

<http://www.orangeribbon.jp/>

接待、会則付則・情報委員会

※ 注 文中に於ける『事務局』は名古屋中村LC事務局を指すものではありません。
お問合せは上記公式サイト内『お問合せ』よりお願いします。

⑧ もっとよく知ろう児童養護施設

名古屋中村LCは中村区内にある児童養護施設「晴光学院」と、ここ3年来社会福祉・公衆安全委員会によるオレンジリボン・キャンペーンのACTにより交流を深め児童並びに職員に大層喜ばれてまいりました。然しながら我々も含め世間一般でも児童養護施設の内実の不透明さ等により施設に対する理解も関心も低いように思われます。ここで今一度児童養護施設について理解してみる必要があると思います。以下は、出展：フリー百科事典「wikipedia」からのものであります。

◎ 児童養護施設

児童養護施設とは、児童福祉法に定める児童福祉施設の一つ。児童福祉法41条は、「児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と定義する。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所処置を決定する児童福祉施設である。

□ 「環境上養護を要する」児童とは

- ・ 父母が死別した児童
- ・ 父母に遺棄された児童
- ・ 家庭環境不良の児童(父母の行方不明、長期入院、拘禁、離婚、再婚、心身障害など)
- ・ 保護者がいても児童虐待を受けている児童

以上のように、「保護者の健康上・経済上の理由などで監護を受けられない児童・保護者の元で生活させるのが不適當な状況にある」と児童相談所が判断した児童を言う。

◎ 施設の概要

入所対象者は、1歳以上18歳未満の幼児(満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者)及び少年(小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者)である。場合によっては20歳まで延長できる。乳児(1歳未満の者)は乳児院への入所となる。

2005年(平成17年)の児童福祉法の改正によって、安定した生活環境の確保などの理由で特に必要な場合は、乳児も入所させることもできるようになり、同じように乳児院では1歳以上の幼児を入所させることができるようになった。

厚生労働省「社会福祉施設等調査」では、2008年10月1日現在、児童養護施設は569施設、入所定員は33,994人、在所児(者)数は30,695人(在所率90.3%)である。施設では児童指導員や保育士等が働いており、職員数は14,892人。厚生労働省「児童養護施設入所児童調査」では、2008年2月1日現在、入所児童の平均年齢は10.6歳、平均入所期間は4.6年である。

また、

- ・ ひとり親家庭の保護者がやむをえない理由(病気・負傷など)で児童を養育できなくなった時の「ショートステイ」
- ・ ひとり親家庭の保護者が残業などで帰宅が恒常的に夜間に亘るとき、放課後に児童を生活指導・夕食の提供などを行う「トワイライトケア」

などを行っている施設も増加傾向にある。

以前は「孤児院」と呼ばれていたが、現在はむしろ孤児は少なく、親はいるが養育不可能になったため預けられている場合が圧倒的に多い。中でも、虐待のため実の親から離れて生活をせざるを得なくなった児童の割合は年々増加している。

◎ 歴史

- ・ 593年に聖徳太子が悲田院を作った。
- ・ 和気広虫(和気清麻呂の姉)が藤原仲麻呂の乱で生じた孤児83人を育児院で保護した。
- ・ 江戸時代は養育館、遊児廠(ゆうじしょう)が作られた。
- ・ 1879年(明治12年)には東京に福田会育児院が、1887年(明治20年)には石井十次によって岡山孤児院が作られた。
- ・ 1947年の児童福祉法の制定に伴い、孤児院という名称を養護施設に改称
- ・ 1997年の児童福祉法の改正に伴い、名称を児童養護施設に改称

◎ 施設の分類

児童養護施設はその形態で大きく分けて大舎制のもの、中舎制のもの、小舎制のもの、またグループホームがある。各児童施設形態の内訳は、全国で大舎制が370施設(75.8%)を占め、次に小舎制が114施設(23.4%)、中舎制が95施設(19.5%)である。(平成19年度社会的養護施設に関する実態調査(厚生労働省))

□ 大舎制

大舎制が最も一般的な施設形態であり、1舎につき20人以上の児童が住んでいる。特徴として、一つの大きな建物の中に必要な設備が配置されており、一般的には一部屋5人～8人、男女別・年齢別にいくつかの部屋がある形になっており、食事は大きな食堂で一緒に食べる。共同の設備、生活空間、プログラムのもとに運営されているため、管理しやすい反面、プライバシーが守られにくい、家庭的雰囲気が出しにくいなどの問題点を抱えている。

□ 中舎制

中舎制は、1舎につき13人から19人の児童が住んでいる。特徴として、大きな建物の中を区切りながら、小さな生活集団の場を作り、それぞれに必要な設備を設けて生活している。

□ 小舎制

小舎制は、1舎につき12人までの児童が住んでいる。特徴として、一つの施設の敷地内に独立した家屋がいくつかある場合と、大きな建物の中で、生活単位を小さく区切る場合があり、それぞれに必要な設備が設けられている。大舎制に比べると職員配置など難しい点もあるが、生活の単位が小集団であるために、より家庭的な雰囲気における生活体験を営むことができる。

○ ユニットケア(小規模グループケア)

2004年から制度化されたもので、原則として定員6名である。小舎制に含まれる。できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを提供していくものである。2009年度は全国で403箇所(1施設で複数設置を含む)

□ グループホーム(地域小規模児童養護施設)

2000年から制度化されたもので、原則として定員6名である。本体の児童養護施設とは別の場所に、既存の住宅等を活用して行う。大舎制の施設では得ることの出来ない生活技術を身につけることができ、また家庭的な雰囲気における生活体験や地域社会との密接な関わりなど豊かな生活体験を営むことができる。2009年度は全国で190箇所(1施設で複数設置を含む)

◎ 社会的養護の他の施設等の類型

児童養護施設は、社会的養護の施設等の中心的な類型である。社会的養護とは、児童福祉法に基づいて、保護者が養護できない児童を、社会の責任で公的に育てる仕組みであり、児童養護施設のほかに、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)、里親、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)がある。

◎ 問題点と課題

- ・ 施設で働く職員(先生)は、子供達の幸せを願い、奉仕と教育の精神を持ってこの仕事を選択した保育士や児童指導員がほとんどだが、まれに倫理意識が欠けている関係者がおり、恩寵園事件は、児童養護施設における最も悪質な虐待事件として報道された。また、児童間でも、いじめが行なわれることがある。そのため、平成20年の児童福祉法改正で、被措置児童虐待の通報制度が設けられ、虐待を発見した者や、虐待を受けた児童は、児童相談所等に通報又は届出できることとなった。(児童福祉法第33条の12)

- ・ 世間(被害者)への認知度が低い。一般社会において虐待を受けている幼児・子供が児童養護施設の存在を知り得るのは極めて稀である。そのため、被害者は『ひたすら虐待に耐える事』しかできないケースが殆どである。(児童虐待の通報先である児童相談所は、全国共通0570-064-000の電話番号で、その地域の児童相談所に電話がつながる。)

◎ 退所後の生活

1973年以降、特別育成費の支給によって入所児童の高校などへの進学が増え、厚生労働省の2008年調査では、施設入所者の中学卒業後の98.5%が高等学校等(専修学校、職業訓練施設も含む)に進学している。また、高校卒業者の18.2%が大学等(短大、専修学校、職業訓練施設も含む)に進学している。(日本全国は68.6%(平成21年学校基本調査(文部科学省))。)

高校進学率は一般化し、大学進学率も年々高まっているが、大学進学は学費の面で厳しい場合も多い。高卒後の就職は、73.4%となっている。

！ 脚注

1. 乳児(満1歳に満たない者)については、別に乳児院があるため入所しない。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を入所させることもある。
2. その名称から養護学校や障害者入所施設などと混同されやすいが、別のものである。
3. 虐待→身体的虐待 性的虐待 心理的虐待 ネグレクト(養育遺棄)

◆ フリー百科事典wikipedia「児童養護施設」より

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD>

接待、会則付則・情報委員会

⑨ 大学新入生の「薬物に関する意識調査」について～「薬物乱用防止教室」事業に関連して～

本年度ガバナーL杉浦 均の活動方針の中に2.青少年健全育成事業の推進として単位クラブに於いては小中学生のための薬物乱用防止教室の開催をお願い致しますと述べられています。ガバナーの重要施策の一つだと思います。

現今、薬物乱用防止活動は小・中・高ばかりでなく大学に於いても重要な活動の一つに含まれているようであります。

◎ 薬物乱用防止について

薬物乱用は恐ろしい！絶対ダメ！！ 薬物を乱用すると

1. 脳をおかされ、心も身体もメチャクチャになる
2. 自分の意志で止められなくなる
3. 幻覚や妄想が現れ、殺人等の重大犯罪をおかすようになる
4. 薬物欲しさに犯罪をおかすようになる
5. 法律できびしく禁止されており、重い罪を受ける
6. 友人や家族を失う



わが国における薬物乱用の現状は、覚せい剤事犯は減少しているものの、大麻やMDMO等錠剤型合成麻薬事犯については、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となり憂慮すべき状況にあります。薬物の乱用は、乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。このため、薬物を所持・使用することが法律で厳しく規制されており、それらに反した場合には薬物事犯として、たとえば覚せい剤では10年以下、大麻では5年以下の懲役に処せられることとなっています。

薬物乱用の甘い誘いには気をつけると共に、誘われても断る勇気を持ってください。学生の皆様の良識ある行動を期待します。

(同志社大学 学生支援課のメッセージより)

以上のように、大学に於いても薬物問題は重視されており、対策が検討されているようであります。昨年10月に大学新入生の薬物に対する意識調査が発表されましたので掲載させていただきます。

◎ 関西四大学「薬物に関する意識調査」集計結果 報告書

はしがき

昨今、大学生の大麻取締法違反による事件が相次いで発生し、さらに、芸能人の薬物汚染がマスコミ報道をにぎわせ、日本社会の薬物汚染に多くの目が集まっています。

警察庁の調べによると、2009年上半期の大麻摘発件数が最多ペースだったのに対し、2010年上半期には、大麻事犯の検挙人員は減少しましたが、それでも、全薬物事犯の約16%を占め、20歳代以下の若年層の比率が高く、初犯者の比率が高いとされています。

今回、昨年の調査とその結果を踏まえて、新たな質問項目を加えるなどして、再び、四大学の新生にアンケート調査を入学式直後に実施しました。その結果、新入生たちが大学入学以前から薬物乱用防止に関する教育を受けていることや、さまざまな形で薬物についての情報に接触し、一方でごく少数であっても、薬物に接触する危険性を示す数字が明らかになりました。

関西四大学では、昨年の報告書に続くこの調査結果から目をそらすことなく、今後さらに慎重に検討を加え、引き続き薬物乱用防止のための教育活動を展開していきます。加えて、他の教育機関の諸活動においても今回の調査結果が役立つことを願っています。

(要約)

2010年10月

関西大学	学長	楠見 晴重
関西学院大学	学長	杉原 左右一
同志社大学	学長	八田 英二
立命館大学	学長	川口 清史

◎ 2010年度 関西四大学「薬物に関する意識調査」単純集計表

対象者数：26,058名 調査方法：紙媒体 回答数：20,088名 回答率：77.1%

質問 2 薬物問題について感心がありますか。(1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	非常に関心がある	667	3.3
2	ある程度関心がある	6418	32.2
3	どちらともいえない	4256	21.3
4	あまり関心がない	3236	16.2
5	ほとんど関心がない	5382	27
	不明	129	
	N(%ベース)	20088	19959

質問 3 次の薬物の名前を知っていますか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	有機溶剤(シンナー、トルエンなど)	16288	81.6
2	覚せい剤(スピード、エスなど)	18394	92.4
3	大麻(マリファナ、ハッシュシュなど)	18752	93.9
4	麻薬	18065	90.5
5	コカイン	16390	82.1
6	あへん類(ヘロインなど)	13820	69.2
7	LSD	5002	25.1
8	MDMA(エクスタシーなど)	14285	71.6
9	いわゆる脱法ドラッグ	3603	18
10	知っているものはない	520	2.6
	不明	123	
	N(%ベース)	20088	19965



質問 4 そうした薬物の名前をどのようにして知りましたか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	小・中・高校の授業	16877	87.2
2	大学が配賦しているリーフレット等	521	2.7

3	大学での啓発ビデオ	336	1.7
4	大学での講演会	363	1.9
5	友達、仲間、先輩、後輩	1497	7.7
6	家族	838	4.3
7	ポスター、パンフレット	4861	25.1
8	本、雑誌	2623	13.6
9	新聞	4701	24.3
10	テレビ	12369	63.9
11	ラジオ	229	1.2
12	インターネット	2545	13.2
13	携帯電話	566	2.9
14	その他	167	0.9
	不明	131	
	N(%ベース)	19478	19347



質問 5 大麻についてどのような印象を持っていますか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	かっこいい	79	0.4
2	気持ち良くなれる気がする	937	4.7
3	ダイエットに効果がある	112	0.6
4	眠気覚ましに効果がある	173	0.9
5	1回使うくらいであれば、心や体への害はない	142	0.7
6	心や体に害がある	11604	58.2
7	犯罪に巻き込まれる	10185	51.1
8	使ったり、持っていたりするの悪いことだ	12289	61.7
9	1回でも使うと止められなくなる	12549	63
10	特にない	2363	11.9
	不明	166	
	N(%ベース)	20088	19922

質問 6 大麻を使ったり、持ったりした場合、どうなと思いますか。(1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	使ったり、持っていたりしたらすべて罰せられる	18390	92.4
2	1回使うくらいなら、罰せられることはない	80	0.4
3	持っているだけでは罰せられることはない	197	1
4	使ったり、持っていたりしても罰せられることはない	119	0.6
5	わからない	1108	5.6
	不明	194	
	N(%ベース)	20088	19894

質問 7 これまで大麻について学んだり聞いたりしたことがありますか。(どちらかに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	あった	18221	91.6
2	なかった	1675	8.4
	不明	192	
	N(%ベース)	20088	19896

質問 8 大麻について何から情報を得ましたか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	小・中・高校の授業	17520	88.6
2	大学が配賦しているリーフレット等	455	2.3
3	大学での啓発ビデオ	310	1.6
4	大学での講演会	391	2
5	友達、仲間、先輩、後輩	1227	6.2
6	家族	809	4.1
7	ポスター、パンフレット	4091	20.7
8	本、雑誌	2163	10.9
9	新聞	3861	19.5

10	テレビ	11080	56.1
11	ラジオ	245	1.2
12	インターネット	2265	11.5
13	携帯電話	512	2.6
14	その他	108	0.5
	不明	320	
	N (%ベース)	20088	19768

質問 9 大麻を使った場合、次のようになることがあるのを知っていましたか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	現実と幻想の区別がつかなくなり、意識が異様になることがある	17732	90.3
2	わけもなく怯えたり(妄想気分)、意識がおかしくなり、奇妙な動作・行動をとることがある	15694	80
3	自分の行動に干渉する声が聞こえる(幻聴)ことがある	14384	73.3
4	何事にも関心が持てず、結果的に学校や職場を欠席しがちで、どんな仕事に就いても、長続きしなくなる	8698	44.3
5	依存性があり、意思の力ではなかなか止めることが出来ない	16167	82.4
6	さらに危険な薬物を使う恐れがあり、ゲートウェイドラッグといわれている	3944	20.1
	不明	460	
	N (%ベース)	20088	19628

質問 10 そのことをどこで知りましたか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	小・中・高校の授業	17365	88.5
2	大学が配賦しているリーフレット等	340	1.7
3	大学での啓発ビデオ	247	1.3
4	大学での講演会	354	1.8
5	友達、仲間、先輩、後輩	1006	5.1
6	家族	717	3.7
7	ポスター、パンフレット	3115	15.9
8	本、雑誌	1967	10
9	新聞	3036	15.5
10	テレビ	10015	51
11	ラジオ	211	1.1
12	インターネット	1932	9.8
13	携帯電話	418	2.1
14	その他	119	0.6
	不明	458	
	N (%ベース)	20088	19630



質問 11 大麻を使うことの怖さ(有害性、危険性)をもっと知りたいですか(1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	知りたい	3183	16.1
2	知りたいと思わない	7282	36.9
3	どちらでもない	9266	47
	不明	357	
	N (%ベース)	20088	19731

質問 12 大麻を使った場合の害について学ぶとしたらどこがよいと思いますか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	大学(講演会、ビデオ、リーフレット)	10097	51.2
2	家庭	1934	9.8
3	地域活動、自治体等の広報誌	1836	9.3
4	図書館、公民館	1399	7.1
5	保健所	1565	7.9
6	警察	2815	14.3
7	病院	2979	15.1
8	インターネット	2641	13.4

9	講演会、座談会	3628	18.4
10	その他	336	1.7
11	特になし	2763	14
	不明	380	
	N(%ベース)	20088	19708

質問 13 大麻を使う人が増えているのはどのような理由からだと思いますか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	薬物が簡単に手に入るようになっている	15627	79
2	本や雑誌等に薬物を使ってみたいと思わせるような情報が載っている	2526	12.8
3	インターネットなどに薬物を使ってみたいと思わせるような情報が載っている	4430	22.4
4	社会のルールを守ろうとする意識が薄れている	3712	18.8
5	薬物を使ってもすべての人が警察に見つかるわけではない	4215	21.3
6	簡単にやせるとか、1回使っただけなら害がないなど、薬物の怖さについての誤った情報が多い	7693	38.9
7	薬物の害について学ぶことが少ない	1943	9.8
8	友達、仲間、先輩、後輩にすすめられる	7974	40.3
9	学校や家庭がおもしろくない	3379	17.1
10	わからない	1152	5.8
11	その他	433	2.2
	不明	299	
	N(%ベース)	20088	19789

質問 14 大麻を使うことについてどのように考えていますか。(1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	どのような理由であれ、ゼツタイに使うべきではないし、許されることではない	18171	92.8
2	1回ぐらいなら心や体へ害がないので、使ってもかまわない	118	0.6
3	他人に迷惑をかけなければ、使うかどうかは個人の自由である	1094	5.6
4	その他	206	1.1
	不明	499	
	N(%ベース)	20088	19589

質問 15 大麻が使用されているところを直接見たことがありますか(1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	ない	18597	95.1
2	ある	948	4.9
	不明	543	
	N(%ベース)	20088	19545

質問 16 大麻を使用することや購入することを誘われたり、勧められたりすることが、これまでありましたか(1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	誘われたり、勧められたことはない	14720	94.6
2	購入を勧められたことがある	101	0.6
3	使用を誘われたことがある	197	1.3
4	わからない	546	3.5
	不明	4524	
	N(%ベース)	20088	15564

※ 3大学集計

質問 17 大麻を使用することを誰かに誘われたらどのように行動しますか。(複数回答可)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	誘った相手が誰であらうと、断る	17860	91.5
2	誘った相手によっては、断りきれないかもしれない	799	4.1
3	1回ぐらいであれば体に害がなさそうなので断らないかもしれない	77	0.4
4	好奇心や面白半分から断らないかもしれない	95	0.5
5	悩み事があつたり、疲れていたりしたら断らないかもしれない	260	1.3
6	わからない	912	4.7

7	その他	145	0.7
	不明	578	
	N (%ベース)	20088	19510

質問 18 あなたの周囲に、大麻を所持したり、使用している(いた)人がいますか (1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	いない	12929	83.1
2	いる(いた)	718	4.6
3	わからない	1909	12.3
	不明	4532	
	N (%ベース)	20088	15556

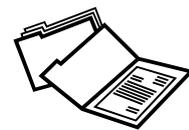
※ 3大学集計

質問 19 もし友人が大麻を使用していることを知った場合、どうしますか。(1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	使用を止めるよう説得する	11053	57.1
2	他の人(先生や友人など)に伝える	2091	10.8
3	警察や保健所などに通報する	1318	6.8
4	個人の自由であるので放って置く	1793	9.3
5	わからない	2887	14.9
6	その他	217	1.1
	不明	729	
	N (%ベース)	20088	19359

質問 20 大麻を手に入れようとした場合、どの程度難しいと考えていますか (1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	絶対不可能だ	1397	7.2
2	ほとんど不可能だ	2239	11.5
3	少々苦勞するが、なんとか手に入る	7827	40.1
4	簡単に手に入る	4803	24.6
5	わからない	3242	16.6
	不明	580	
	N (%ベース)	20088	19508



質問 21 質問20で「3」「4」に○をつけた人
手に入ると考える理由はどのようなことですか。(1つに○)

No.	カテゴリ	件数	(除不)%
1	報道等で大麻に関する事件が増加しており、簡単に入手できると感じるから	6571	52.3
2	入手する方法は知らないが、簡単に入手と聞いたことがあるから	4813	38.3
3	インターネットなどで販売されているのを見かけたことがあるから	543	4.3
4	入手方法を知っているから	357	2.8
5	その他	286	2.3
	不明	60	
	N (%ベース)	12630	12570

◆ 関西四大学 2010年の報道発表「薬物に関する意識調査」集計結果報告書について より
http://www.kwansei.ac.jp/press/2010/press_20101022_004867.html

以上、質問集計の結果から

質問3 薬物の名前を知っていますかについては、19,965名(99%)が薬物の名前を知っていると回答している。

質問6 大麻を使用したり、所持していたりした場合どうなるかについては、390名(92.4%)が罰せられると認識している。

質問7 大麻について学んだことがあるかについては、18,221名(91.5%)があったと回答している。

質問9 大麻を使用した場合の状況では、現実と幻想との区別がつかなくなる 17,732名(90.3%) 依存性があり、意思の力ではなかなか止めることができない 16,167名(82.4%) と薬害に対する認識が高いものと思えます。

質問4 薬物の名前をどのようにして知ったか(質問3に対応)

質問8 大麻について何から情報を得ましたか(質問6質問7に対応)

質問10 そのことをどこで知りましたか(質問9に対応)については、いずれも 小・中・高校の授業が質問4では、16,877名(87.2%) 質問8では、17,520名(88.6%)、質問10では、17,366名(88.5%) であり87%以上の高率となっています。

小・中・高校の授業の中には当然LCの「薬物乱用防止教室」のACTが含まれていると思います。LCのACTが如何に重要な意義を有しているか如実に示されているものと思います。

質問13 大麻を使う人が増えているのはいかなる理由かについては、薬物が簡単に手に入るようになって 15,627名(79%) 薬物の怖さについての誤った情報が多い 7,693名(38.9%) 友達、仲間、先輩、後輩にすすめられる 7,974名(40.3%) となっており極めて重要な問題を含んでいると思います。

質問14 大麻を使うことについてどのように考えていますかについては、絶対に使うべきではない 18,171名(92.8%) 至極当然のことではありますが、一方他人に迷惑をかけなければ、使うかどうかは個人の自由である 1,094名(5.6%) もいることは極めて遺憾な数字であります。

質問17 大麻を使用することを誰かに誘われたら、どのように行動しますか については、誰とあらうと断る 7,860名(91.5%) であるが、相手によっては、断りきれないかもしれない 799名(4.1%) わからない 912名(4.7%) は、問題であります。

質問20 大麻を手に入れようとした場合、どの程度難しいと考えていますか については、少々苦勞するが、何とか手に入る 7,827名(40.1%) 簡単に手に入る4,803名(24.6%) 両者合わせて 12,630名(64.7%)となり、昨年は、31.6%だそうで昨年の2倍となりました。

質問16以降は、自己の人格形成、対人関係、薬物をめぐる社会環境等極めて複雑、且つ厄介な問題を含んでくるとおもいます。この段階においては、現在のライオンズクラブの「薬物乱用防止教室」だけでは対応が出来ないのではないのでしょうか。中学校・高等学校における教育が重要になってくるものと思います。

334-A 地区においては、昨年度より「ライオンズクエスト」(思春期のライフスキル教育)の推進に一步踏み出しました。今年度は昨年度の実績をより進化させるよう取り組んでいきます。(ガバナー活動方針) と述べられ今後ライオンズクエストに関する取組が増えていくと思われます。

◎ ライオンズクエスト・プログラムの概念モデルの提示

ライオンズクエスト・プログラムは、下記の2つの主要な成果に焦点を当てることにより弾力性を育成します。

- 自己規律、責任感、適正な判断力、他者とのコミュニケーションなど前向きな社会的行動を育成し、青少年を支援する
- 健康で薬物に依存しない生活を含む、家族、学校、仲間、地域社会に対する前向きな取り決めを設定し、青少年の育成を支援する

ライオンズクエスト・プログラムには、効果的な薬物教育に関する下記の前提が盛り込まれています。

- 効果的な防止プログラムを作るには両親と家族の関与が不可欠である。ライオンズクエストのすべてのプログラムは、両親が子供に薬物使用による健康への害及び「不使用」のメッセージを強く与える方法を学ぶ機会を与える
- 効果的な防止プログラムを作るには時間が掛かり、青少年の育成期全体を通じて教育しなければならない。ライオンズクエストには幼稚園から高校3年生まで首尾一貫したプログラムがある
- よい防止プログラムは青少年に対してただ禁止事項を並べるだけでなく、肯定的なものも与える。
- ライオンズクエスト・プログラムは健全な生活、効果的な意思決定、奉仕による地域社会への関与に焦点を当てている。

(ライオンズクエスト ウェブサイトより抜粋、要約)

◆ ライオンズクエスト ジャパン

<http://www.lionsclubs.org/JA/lions-quest/>

◆ Lions Quest (特定非営利活動法人 青少年育成支援フォーラム)

<http://www.iivd.org/lionsquest/index.html>

今後のLCの青少年指導・育成ACTについては、薬物乱用防止教室は勿論のこと、学校教育にライオンズクエスト・プログラムを取り入れていただくようなACTを強化していくことが重要になってくるものと思います。

◎ 「薬物乱用防止教室」に対する名古屋中村ライオンズクラブの対応

名古屋中村LCでは「薬物乱用防止教室」ACTは従来より毎年7月日比津中学校 11月豊正中学校で行われています。日比津中学校では3年生を対象に、豊正中学校では全学年を対象としています。従がって豊正中学では、在学中に3回教室を受講することになります。両中学とも当初は中村警察署の協

力を得て行っていたようですが、昨年度より中村ライオンズクラブ単独で行っております。

ACTの内容につきましてはDVDと薬物乱用防止読本“薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」”を使用して、薬物乱用防止認定講師の資格を有するクラブ会員の講演で、薬物乱用による精神の障害、それに伴う後遺症等の薬物乱用の怖さについて分かり易く説明し、生徒に理解させる方法で行われています。

なお、日比津中学校では本ACTについて、名古屋市立日比津中学校第3学年 学年通信“RAINBOW”(保護者向学校情報誌)にも受講生の感想文と共に掲載され家庭に配布され、ライオンズクラブのACTが父兄にも浸透していくものと思われます。

YCE・青少年指導副委員長: L 山梨一美

⑩ 次回例会案内

	第 928 回 例会
	2011年 12月 17日(土) 18:00 ~ 20:30 於: 名古屋マリオットアソシアホテル ※ クリスマス家族例会
第 929 回 例会	第 930 回 例会
2012年 1月 11日(水) 12:00 ~ 13:15 於: 料理旅館かとう ※ 新年例会	2012年 1月 20日(金) 18:15 ~ 19:30 於: 名古屋マリオットアソシアホテル ※ 名古屋太閤LC合同

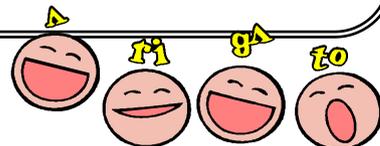
PR・IT委員会より
メンバーの皆様へ



PR・IT委員会ではメンバー各位からの投稿をお待ちしております。

旅行記・随筆・短歌・俳句・クラブ運営・ACTに対する意見、その他何でも結構です。

楽しい会報が出来ますよう、ご協力をお願い申し上げます。



名古屋中村ライオンズクラブ

2011年 12月 7日 発行

〒460-0003 名古屋市中区錦3-8-14 名電ビル4F

ホームページ(※移転しました): <http://lions-c.jp/nakamura/>

■ 会 長	L 大竹 昌	■ 第一副会長	L 上野元嗣
■ 幹 事	L 野々垣徹	■ 会 計	L 瀬尾昌信
■ PR・IT委員長	L 山梨一美		